

申請書類の早見表・・・申請者が「法人」か「個人」かに応じて、下記表中の○印の書類が必要です。

No	提出書類	申請内容		新規		継続		変更						責任技術者		廃止・休止	再開	備考
								商号の変更		代表者の変更		営業所の変更		電話番号の変更		選任	解任	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人・個人	法人・個人	法人・個人	法人・個人	
1	下水道排水設備指定工事業者(新規・継続)指定申請書(様式第1号)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	下水道排水設備指定工事業者異動届出書(様式第7号)	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	変更があるときは速やかに提出してください。
3	下水道排水設備指定工事業者廃止・休止・再開届出書(様式第6号)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	廃止・休止・再開するときは直ちに提出してください。
4	誓約書(様式第1号の2)	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	代表者の住民票記載事項証明書(住民票の写し)	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・発行日から3か月以内のものを提出 ・マイナンバーが記載された住民票は受付できません。 ・住所変更の場合は、住居表示変更通知書でも可
6	工事経歴書	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	任意様式(ホームページに参考様式を掲載しています)
7	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・発行日から3か月以内のものを提出 ・住所変更の場合は、住居表示変更通知書でも可
8	定款の写し	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	直近のもの
9	営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第2号)	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	・写真是全景1~2枚、内部2~3枚程度 ・付近見取図には、営業所の位置を赤色で着色してください。 ※営業所と倉庫が別の場所にある場合は、倉庫についても本様式を流用して作成してください。
10	責任技術者(新規・継続)名簿(様式第3号)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
11	下水道排水設備工事責任技術者証の写し	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
12	設備及び器材調書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	任意様式(ホームページに参考様式を掲載しています)
13	設備及び器材調書に記入した機械、車両、工具等の写真	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	車両の写真は、ナンバーが写っていること
14	京田辺市暴力団排除条例に関する誓約書(別記様式第1号)	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	押印が必要 (法人の場合) 申請者欄は商業登記されている本店を記入 (個人の場合) 申請者欄は住民票記載のものを記入
15	賃貸借契約書の写し	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	固定資産物件証明書または建物登記簿謄本でも可
16	下水道排水設備指定工事業者証(前回指定時)	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	
郵送で提出する場合	返信用長3封筒(320円分の切手貼付)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	320円分の切手を貼付けてください。 登録手数料の納付書を特定記録郵便する際に使用します。
	返信用角2封筒(350円分の切手貼付)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	350円分の切手を貼付けてください。 新しい指定証・受領書を特定記録郵便する際に使用します。

申請書類の受付

持参または郵送で受付しています。

郵送受付に際しての留意事項

郵送記録が残るもの(簡易書留、特定記録郵便など)により郵送してください。

申請書類の郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。

提出先

〒610-0332 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1

京田辺市上下水道部 経営管理室(京田辺市上下水道部事務所 1階)

排水設備指定工事業者登録手数料

(新規・継続) 10,000円

※ 持参受付: 指定工事業者証の交付時に納入

郵送受付: 申請書類確認後に返送する納付書で納入